

千葉市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月2日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第59号

千葉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県環境影響評価条例施行規則（平成11年千葉県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中

「

(3) 風力発電所の設置の工事業	出力が7,500キロワット以上であるもの
(4) 風力発電所の変更の工事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの

を

「

(3) 太陽電池発電所の設置の工事業	太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む。以下「太陽電池発電所等区域」という。）の面積が10ヘクタール以上であるもの。
(4) 太陽電池発電所の変更の工事業	太陽電池発電所等区域の面積が10ヘクタール以上である発電設備の新設を伴うもの。
(5) 風力発電所の設置の工事業	出力が7,500キロワット以上であるもの
(6) 風力発電所の変更の工事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの

に

改める。

別表第3の5の項中

「

発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

を

」

「

発電所又は発電設備の出力（別表第1の3の項の中欄の（1）、（2）、（5）又は（6）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。）	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
太陽電池発電所等区域の位置	新たに区域となる部分の面積が修正前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

に

」

改める。

別表第4の5の項中

「

発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

を

」

「

発電所又は発電設備の出力（別表第1の3の項の中欄の（1）、（2）、（5）又は（6）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。）	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
太陽電池発電所等区域の位置	新たに区域となる部分の面積が変更前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。